

一般社団法人・財団法人 代表者 様

長野県総務部情報公開・法務課長

全県に「医療警報」を発出したこと等に伴うメッセージの周知について(依頼)

日ごろより公益活動の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

3月中旬以降、急速に感染が拡大しており、直近1週間(4月1日～4月7日)の新規陽性者数が241人まで増加しています。また、従来株よりも感染しやすい可能性や療養期間の長期化等が指摘されている変異株が県内においても確認されています。

県としては、病床のひっ迫を避けるため、可能な方については宿泊療養や自宅療養をお願いしているところですが、4月7日現在、全県の受入可能病床数に対する入院者の実質的な割合は26.5%となるなど、医療提供体制に大きな負荷がかかっています。

さらに、全国的な感染拡大傾向を踏まえると、本県においても、さらなる感染の拡大が懸念されることから、**全県に「医療警報」を発出するとともに、全圏域の感染警戒レベルを3に引き上げ**(既にレベル3以上である圏域を除く。)**「新型コロナウイルス警報」を発出**しました。

つきましては、医療警報の発出等を踏まえて、県民及び事業者の皆様に対するメッセージを別添のとおり決定しましたので、貴法人の社員、役員、評議員等に対し、周知していただくようお願いいたします。

法務係
(課長) 重野 靖
(担当) 田中 陽如 伊藤 嗣将 奈良井 拓郎
電 話 026-235-7057 (直通)
ファクシミリ 026-235-7370
電子メール koeki@pref.nagano.lg.jp

- 3月中旬以降、感染が急速に拡大。一部圏域では身近な医療機関に入院できない方も
- 感染しやすい可能性や療養期間の長期化等が指摘されている変異株を県内でも確認

⇒ **入院者数の増加を食い止め、県民の命と暮らし、そして医療を守るための重大な局面**

I 県としての対策強化

1 陽性者の早期捕捉のための調査、検査の充実

- ・濃厚接触者等の把握と自宅待機の要請やPCR等検査を積極的に実施
- ・変異株陽性者が発生した場合には、遡っての接触者へも幅広く検査を実施
- ・陽性者が多い地域における無症状者に対する検査の充実
- ・集団発生等の事例に対してはクラスター対策チームを派遣し、指導等を実施

2 医療体制の強化

- ・県内医療機関に対して広域的な入院調整を行うとともに、受入可能病床数を更に拡充

3 事業者による感染防止対策の徹底

- ・ガイドラインチームにより、市町村等と連携し、個々の事業者、店舗へのガイドラインのさらなる周知等を実施
- ・「新型コロナ対策推進宣言」を行った事業者へ感染対策の巡回確認を行い、「信州の安心なお店」としての登録を推進

4 多数の者が生活・活動を共にする場における感染対策の徹底

- ・医療機関や福祉施設、学校や保育所・幼稚園など、各種施設に対し、感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、看護協会等とともに具体的なアドバイスを提供
- ・職場や寮などにおける感染防止対策を、経済団体等と連携して強化（県も一事業所として在宅勤務や勤務時間の割振り等の感染防止対策を徹底）

II 県民、事業者への協力をお願い

- ・市町村や関係団体と連携し、県民の皆様へ情報が行き渡るようなきめ細かな発信により、様々な場面における感染防止策の徹底をお願い
- ・言葉の壁により情報の届きにくい外国人県民のニーズ等を把握しながら、効果的な情報発信を実施

III 暮らしと産業の支援

1 生活にお困りの方への支援

- ・休業等に伴う収入減少により資金が必要な世帯に対し、生活資金の貸付を実施（国の償還免除要件に該当しない方には、県独自に償還金の一部を補助）
- ・低所得のひとり親世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給
- ・国家資格や民間資格の取得を目指すひとり親世帯に対し、養成訓練期間中の生活費を支援
- ・就労等を目指すひとり親世帯に対し、住居の借上げに必要な資金の貸付を実施

2 営業時間短縮要請等の影響を受ける事業者への支援

- ・県からの要請に応じて営業時間短縮等を行った事業者に対し、協力金を支給
- ・市町村が行う事業者支援の取組に対し、交付金を交付

3 経済的影響を受ける事業者への支援

- ・産業・雇用総合サポートセンターにおいて、経営や雇用などの相談に対応
- ・飲食店を安心して利用していただくため、「信州の安心なお店」の登録推進やテイクアウト・デリバリーを促進

全県に「医療警報」を発出します

令和3年4月8日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

3月中旬以降、急速に感染が拡大しており、直近1週間（4月1日～7日）の新規陽性者数は241人まで増加しています。また、従来株よりも感染しやすい可能性や療養期間の長期化等が指摘されている変異株が県内においても確認されています。

県としては、病床のひっ迫を避けるため、可能な方については宿泊療養や自宅療養をお願いしているところですが、4月7日現在、全県の受入可能病床数に対する入院者の実質的な割合は26.5%となるなど、医療提供体制に大きな負荷がかかっています。上田圏域、長野圏域など新規陽性者の多い圏域の患者の受け入れは全県で対応しており、身近な医療機関に入院できない方もいらっしゃいます。

さらに、全国的な感染の拡大傾向を踏まえると、本県においても、さらなる感染の拡大が懸念されることから、全県に「医療警報」を発出するとともに、全圏域の感染警戒レベルを3に引き上げ（既にレベル3以上である圏域を除く）「新型コロナウイルス警報」を発出します。

今がまさに、入院患者の増加を食い止められるかどうかの極めて重要な局面であるとの認識のもと、大切な命と暮らしを守るため、『「医療警報」発出に当たってのお願い』に沿った行動を切にお願いします。

2 県としての対策強化

県として実施する感染症対策を次のとおり強化し、感染拡大抑止に向けて、急所を押さえ、「早く、狭く、強く、短く」対策を実施してまいります。県内にお住まいの方、訪問される方、市町村、事業者等の皆様は、県の対策にご協力ください。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 陽性者の早期捕捉のための調査、検査の充実を図ります(2) 医療体制を強化します(3) 事業者に感染防止対策の徹底を働きかけます(4) 多数の者が生活・活動を共にする場における感染対策の徹底を働きかけます |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) 陽性者の早期捕捉のための調査、検査の充実を図ります

濃厚接触者等の把握と自宅待機の要請やPCR等検査を積極的に実施するとともに、変異株陽性者が発生した場合には、遡っての接触者へも幅広く検査を実施します。

また、陽性者が多い地域における無症状者に対する検査の充実を図るほか、集団発生等の事例に対してはクラスター対策チームを派遣し、指導等を行います。

(2) 医療体制を強化します

県内医療機関に対して、広域的な入院調整を行うとともに、さらなる受入可能病床数の拡充を図ります。

(3) 事業者へ感染防止対策の徹底を働きかけます

ガイドライン周知・推進チームにより、市町村等と連携し、個々の事業者、店舗へのガイドラインのさらなる周知や支援策の紹介を行うとともに、「新型コロナ対策推進宣言」を行った事業者へ感染対策の巡回確認を行い、「信州の安心なお店」として利用啓発に取り組みます。

(4) 多数の者が生活・活動を共にする場における感染対策の徹底を働きかけます

医療機関や福祉施設、学校や保育所・幼稚園など、各種施設に対し、感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、看護協会等とともに具体的なアドバイスを行います。

また、職場や寮などにおける感染防止対策を、経済団体等と連携して強化します。(県も一事業所として在宅勤務や勤務時間の割振り等の感染防止対策を徹底します。)

3 県民・事業者の皆様への協力をお願い

市町村や関係団体と連携し、県民の皆様へ情報が行き渡るようなきめ細かな発信により、様々な場面における感染防止策の徹底をお願いしていきます。

また、言葉の壁により情報の届きにくい外国人県民のニーズ等を把握しながら、効果的な情報発信を行います。

「医療警報」 発出に当たってのお願い

令和3年4月8日

3月中旬以降感染が急速に拡大しており、一部の圏域では身近な医療機関に入院できない方もいらっしゃいます。また、感染しやすい可能性や療養期間の長期化等が指摘されている変異株が県内においても確認されています。

このまま入院者数が増加を続ければ、医療機関の負担がさらに高まり、通常の医療提供にも影響が及び「医療非常事態宣言」を発出する状況に陥りかねません。

県民の皆様におかれては、これまでも3密（密閉、密集、密接）の回避やマスク着用、手洗い・手指消毒など、基本的な感染防止策の実施にご協力をいただいているところですが、ご自身と大切な方の健康を守り、長野県の医療を守るため、今一度、基本的な感染防止策を徹底していただくとともに、特に次の点にご協力をお願いします。

長野県知事 阿部 守一

医療警報発出中、特にお願いしたいこと

- 1 高齢者、基礎疾患がある方は、感染リスクが高い行動をできるだけ避け、慎重に行動するようお願いいたします。
- 2 会食については、「信州版“新たな会食”のすゝめ」を遵守し、密な室内での大人数、長時間とならないように留意してください。特に同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染リスクが高まる可能性に十分留意し、事業者、利用者双方で徹底した対策を講じていただき、それが困難な場合には実施を控えていただくようお願いいたします。
- 3 感染拡大地域※への訪問、同地域からの帰省はできるだけ控えるようお願いいたします。訪問や帰省が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じるようお願いいたします。
※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県。県ホームページで随時お知らせしています。
(R3.4.8現在：宮城県、山形県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、愛媛県、沖縄県)。なお、必要に応じて、感染拡大地域以外の都道府県への訪問等についても注意喚起を行う場合があります。
- 4 旅行はできるだけ同居のご家族と県内でお楽しみいただくようお願いいたします。
- 5 事業者の皆様は、感染拡大防止ガイドラインを徹底し、新型コロナ対策推進宣言を行っていただくよう改めてお願いいたします。また、県民の皆様には、できるかぎり新型コロナ対策推進宣言を行っている事業所をご利用いただくようお願いいたします。
(現在、県として新たに「信州の安心なお店」登録制度を開始しています。新型コロナ対策推進宣言をアップグレードしていただき、巡回員が感染対策状況を確認します。)
- 6 事業者の皆様は、従業員の皆様の在宅勤務・テレワーク、時差出勤を拡大していただくようお願いいたします。また、休憩時間など、いわゆる居場所の切り替わりによる、気の緩みへの注意喚起など、改めて感染防止策の徹底をお願いいたします。
- 7 医療機関、福祉施設における感染に加え、学校や保育園における感染例が確認されているため、施設管理者の皆様には、改めて感染防止策の徹底をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は、注意をしても誰もが感染する可能性があります。患者・陽性者や医療従事者、感染拡大地域等に滞在していた方、県外から長野県にいられた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないよう、冷静な行動をお願いします。